特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領

平成29年4月3日 府海事第7号 改正 平成29年9月1日 府海事第124号 改正 平成30年4月2日 府海事第34号 改正 平成31年4月1日 府海事第34号 改正 令和元年9月11日 府海事第41号 改正 令和2年2月25日 府海事第47号 改正 令和2年3月30日 府海事第72号 改正 令和3年1月26日 府海事第168号 改正 令和3年2月25日 府海事第168号 改正 令和3年3月30日 府海事第16号 改正 令和4年4月1日 府海事第32号 改正 令和4年4月1日 府海事第84号 改正 令和4年7月1日 府海事第84号 改正 令和4年12月12日 府海事第188号

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(以下「交付金」という。)による事業の実施の取扱いについては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱(平成29年4月3日付け府海事第7号。以下「交付要綱」という。)によるほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

第1 交付金事業計画

1 交付金事業計画の作成

都道県は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。)第10条第1項に規定する計画(以下「都道県計画」という。)に基づく事業を実施しようとする場合には、自らが事業実施主体となるもの及びその区域内の特定有人国境離島地域の市町村が事業実施主体となるものを取りまとめた交付金事業計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣(以下「大臣」という。)に提出するものとする。

都道県は、交付金事業計画に記載する市町村の事業について、都道県計画との整合性を確認し、必要に応じて、市町村に対して意見を述べることができるものとする。

2 交付金事業計画に記載する事項

交付金事業計画には、別記様式第1により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 交付金事業計画の名称
- (2) 計画期間
- (3) 交付年度
- (4) 交付金事業計画の概要及び基本的な目標
- (5) 事業実施主体かつ交付対象事業ごとの効果の把握及び評価に関する定量的な成果目標
- (6) 交付金事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業の名称及び概要
- (7) 市町村が実施する事業における直接交付・間接交付の別
- (8) 交付対象事業に要する費用
- (9) その他必要な事項

3 成果目標

(1) 成果目標の設定

事業実施主体は、交付金事業計画に、交付年度ごとに次に掲げる成果目標を設定し、 その達成状況について定期的に評価を行い、大臣に報告するものとする。

- ① 人の往来、交流拡大施策の効果に関する指標
- ② 農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標
- ③ 創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標
- ④ 滞在型観光促進施策の効果に関する指標
- ⑤ その他必要な指標

なお、成果目標の具体的な例は、別紙1のとおりとする。

(2) 成果目標の審査

大臣は、交付要綱第8条に基づく交付決定を行う場合には、交付金事業計画に掲げられた定量的な成果目標が、都道県計画に定める重要業績評価指標の達成及び交付金事業の実施に密接に関連し、達成が十分に見込まれるかとの観点等から審査を行うものとする。

4 交付金事業計画の変更

都道県は、交付金事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第2 により交付金事業計画変更申請書を大臣に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業等の新設又は廃止を申請する場合
- (2) 交付対象事業等の進捗の状況により、交付対象事業ごとに交付対象事業費を2割 以上増減する場合
- (3) その他事情の変更により、特別な事由が生じたため、交付金事業計画の大幅な変

更が生じた場合

5 交付金事業計画策定等における都道県の責務

(1) 交付金事業計画の策定における都道県の役割

都道県は、交付金事業計画を定めるにあたっては、地域の自然的経済的社会的な諸条件を十分に踏まえて、自らが実施主体となる事業について積極的な企画立案を行うともに、市町村が実施主体となるものを取りまとめるにあたっては、広域的な連携の確保、共通的課題への対処の見地その他の観点から市町村に対する情報提供その他の支援を行うほか、必要に応じ、市町村においても積極的な企画立案が行われることを促すよう努めるものとする。

(2) 事業実施における都道県以外の事業実施主体への支援

都道県は、交付金事業計画に盛り込まれた交付対象事業の着実な実施を図るため、市町村等の事業実施主体や民間主体などの事業関係者に対し、連携の確保や必要な情報提供等の支援を行うほか、事業の進捗状況について把握するよう努めるものとする。

(3) 体制の確保

都道県は、交付金事業計画の策定、実施及び評価のために必要な体制の確保に努める とともに、市町村における必要な体制の確保のために必要な支援や助言をするよう努め るものとする。

第2 交付金の交付の方法

1 直接交付と間接交付

大臣は、交付金事業の事業実施主体となる都道県又は市町村に対し、次のいずれかの方法により、当該事業実施主体が事業に要する経費の一部を交付する。都道県は、交付対象事業ごとに交付方法を決定し、交付金事業計画にその区分を記載するものとする。

(1) 直接交付による事業実施

① 都道県への直接交付

都道県が事業実施主体となって実施する交付対象事業に対して、大臣が当該都 道県に対して交付金を直接交付する方式。市町村が当該事業の実施に要する経費 の一部を負担する場合には、事業実施者に対する負担金等として支出することに なる。

② 関係市町村への直接交付

市町村が事業実施主体として実施する交付対象事業に対して、大臣が当該市町村に対して交付金を直接交付する方式。都道県が当該事業の実施に要する経費の

一部を負担する場合には、事業実施者に対する負担金等として支出することになる。

(2) 都道県を通じた間接交付による事業実施

市町村が事業実施主体となって実施する交付対象事業に対して都道県が当該市町村に対して補助金等を交付する場合において、大臣が当該都道県に対して当該補助金等交付額の一部について交付金を間接交付する方式。

2 市町村に対する交付金の交付手続

市町村が国からの直接交付を受け事業実施主体となる場合における当該市町村に対する交付金の交付のために必要な交付申請・決定等に関する事務については、都道県を経由して行うものとする。

3 執行率に応じた交付金の交付

大臣は、交付金の交付決定は、前年度及び当該年度における事業実施主体による交付金の執行率等を勘案して行うものとする。

第3 航路運賃低廉化事業等及び航空路運賃低廉化事業

1 事業の趣旨

本事業は、住民等を対象に、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路については、最大でJR在来線運賃並みまで、航空路については、最大で新幹線鉄道運賃並みまで運賃等を低廉化等することにより、特定有人国境離島地域からの人口流出の抑制と交流人口の拡大を図ろうとするものである。

2 航路運賃低廉化及び航空路運賃低廉化の対象範囲

(1) 住民等の認定

航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業の対象とする者か否かの認定は、市 町村長が行う。

(2) 住民に準ずる者の基準

交付要綱第19条第1項及び交付要綱第24条第1項に規定する特定有人国境離島地域の住民に準ずる者(以下「準住民」という。)については、次に掲げる対象者のうちから、市町村長が本事業による割引住民航路運賃又は割引住民航空路運賃(以下「割引住民運賃」という。)を下限に運賃等を低廉化する者に係る基準を定めるものとする。この場合において、市町村長は、当該基準について別記様式第3によりあらかじめ大臣の承認を得なければならない。当該基準を変更しようとするときも同様とする。

① 住民が扶養している特定有人国境離島地域外に居住している学校教育法(昭和22

年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

- ② 市町村長が移住・定住促進施策の一環として行う事業によって、特定有人国境離島地域における体験移住、体験居住、体験就業(ワーキングホリデー、インターンシップ等)、居住物件の探索等のために特定有人国境離島地域に来訪する者
- ③ 市町村長が交流拡大施策(離島留学制度、大学、企業等との協定に基づいて継続的かつ反復的に行う学習・研修制度、島を支援する専門家等の確保等)の一環として行う事業によって、特定有人国境離島地域において一定期間、学習、研修、就労、実習等を行う者(未成年の者にあってはその保護者及び兄弟姉妹を含む。)
- ④ 特定有人国境離島地域に居住する者で介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項による要介護認定又は同条第2項による要支援認定を受けているもの(以下「要介護認定者等」という。)の介護等のため、当該地域に反復継続的に来訪する親族

(3) 準住民の認定

市町村長は、準住民としての取扱いを受ける者からの申請に基づき、準住民としての認定を行うものとする。

(4) 運賃低廉化の対象の確認

事業実施者は、次に掲げるいずれかの書類等により乗船券又は航空券の購入時及び 乗船・搭乗時等に住民等であるかどうかの確認を適切に実施するものとする。

- ① マイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項に基づき発行される個人番号カード)
- ② ①のほか、運転免許証その他の公的機関の発行する本人の住所が確認可能な書類(住民の場合に限る。)
- ③ 要介護認定者等の被保険者証等の写し及び要介護認定者等の親族であることを 確認できる公的機関が発行する書類
- ④ 本事業に関連して市町村の発行する証明書、カード等
- ⑤ ①から④までの書類等に基づき事業実施者が住民等であると認めて発行する証明書、カード等

ただし、交付対象事業として実施する初年度や航路・航空路の新規開設等においては、確認を行う体制が整うまでの間、特定有人国境離島地域でのみ購入可能な往復の乗船券・航空券の購入者を住民等として取扱うことができる。

(5) 運賃低廉化の対象の確認に係るシステム導入・改修

事業実施主体は、運賃等の低廉化の対象の確認、利用人員の把握、低廉化効果の 測定等を行うために事業実施者が行う証明書、カード等の発行及び交付、住民等向 けの乗船券・航空券の発券、乗船・搭乗確認等に必要なシステムの導入又は既存シ ステムの改修に係る経費については、事業実施後初めて行う場合に限り、交付要綱 第20条第4項又は第25条第4項に基づき、運賃低廉化事業の円滑な実施に必要な経費として交付対象事業費に含め、事業実施者に補助することができるものとする。

3 交付対象経費の算定

(1) 基準航路運賃及び基準航空路運賃

交付要綱第20条第1項第一号に定める基準航路運賃及び第25条第1項第一号に定める基準航空路運賃は、交付申請時点を起点とする過去3年間の間において継続的に適用されていた運賃等(開設から3年を経ていない航路及び航空路については、開設期間内において継続的に適用されていた運賃等をいい、当該運賃等に燃料油価格変動調整金は含めない。)を基準として設定する。このほか、新設の航路及び航空路については、既存の航路・航空路における普通運賃及び離島住民に適用される割引運賃等の設定状況とのバランスや、一般的な定期運航として所管官庁に許認可等されたものであって、搭乗又は乗船日当日でも購入・利用可能である等、住民の利便性が向上すると認められるものであるか等を検討するものとする。

なお、基準航空路運賃は、普通旅客運賃から航空事業者による特定有人国境離島地域離島住民を対象とする割引を除いた額としているが、その割引率が26%未満の場合には、普通旅客運賃から26%相当額を割り引いた額とする。

(2) 航路運賃低廉化事業に係る割引住民航路運賃の設定

航路運賃低廉化事業に係る割引住民航路運賃は、船舶の速力等による区別に応じて、それぞれ次の方法により算出される金額(以下「JR運賃」という。)を基準に算定するものとする。

① JR運賃の考え方

ア)フェリー

交付要綱第20条第2項に規定する「対象航路が属する本土側の地域で運行される鉄道」は、各航路が存する地域で運航されているJR鉄道各社(北海道、東日本、西日本、九州、以下同じ。)とし、「同距離の運賃等」は、各航路において、各地方運輸局に届出を行った航路距離を、前述のJR鉄道各社の距離別の運賃表(交付申請日の前3ヶ月以内に適用されていた運賃表)に当てはめた際の運賃とする。

イ) 高速船及びジェットフォイル

JR鉄道各社の運賃表に基づくア)の運賃に、高速船(航海速力22ノット以上の船舶。)については距離に応じた自由席特急料金を、ジェットフォイルについては距離に応じた指定席特急料金(特急料金が複数存在する地域についてはB特急料金)を加算した額とする。ただし、高速船又はジェットフォイルであるが、在来船の同区間所要時間と比較して短縮される時間が2/5に達しない航路等は、特急料金の加算が適当でない路線としてア)と同様に扱って差し支えない。

ウ) 幹線及び地方交通線の取扱い

当該特定有人国境離島地域単独、又は一つの航路で接続された複数の特定有人国境離島地域の合計の人口が、JR幹線の沿線人口を超える場合については、幹線の運賃表を適用し、それ以外の地域は、地方交通線の運賃表を適用する。なお、この場合の人口については、当分の間、平成27年国勢調査の結果を適用する。

② 往復割引運賃の設定の有無に応じた交付対象経費の算定基準額 交付対象経費の算定基準額は、往復割引運賃の有無に応じて、以下のとおりとす る。ただし、離島間を結ぶ航路については、往復割引運賃の有無にかかわらず、J R運賃までの引下げ経費を算定基準額とすることができる。

- ア) 往復割引運賃が設定されていない航路における交付対象経費の算定基準額は、通 常運賃からJR運賃×100/95までの引下げ額を限度額とする。
- イ) 往復割引運賃が設定されている航路における交付対象経費の算定基準額は、原則 として、地方運輸局に対する届出に係る復路割引運賃の設定の状況に応じて、それぞれ次表に掲げるとおりとする。
 - (i) 復路割引運賃が「JR運賃×90/95」を上回る場合

往路	往路運賃から「JR運賃×100/95」までの引下げ経費
復路	復路割引運賃(復路割引運賃の割引率が1割未満の場合には、往路運
	賃に 90/100 を乗じた額)から「JR運賃×90/95」までの引下げ経費

(ii) 復路割引運賃が「JR運賃×90/95」を下回る場合

往路	「JR運賃×2−復路割引運賃」までの引下げ経費
復路	交付金による運賃引下げの対象としない。

(3) 航空路運賃低廉化事業に係る割引住民航空路運賃の下限

航空路運賃低廉化事業に係る割引住民航空路運賃は、交付申請時点において適用 されている「航空輸送統計調査(国土交通省)」等に記された当該航空路に係る航 空路距離に対して、1km当たり39円を当てはめて算出される金額とする。

(4) 基準航路運賃及び基準航空路運賃の改定

事業実施主体は、航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業の開始後、事業 実施者が運賃の改定又は割引制度の見直しを実施する場合において、当該改定が、 次の各号に掲げる状況の変化に該当する場合は、別記様式第4により大臣の承認を 得て、基準航路運賃及び基準航空路運賃を改定することができる。この場合、事業 実施主体は、事業実施者等と十分な時間の余裕をもって調整を行うものとする。

- ① 航路及び航空路の収支が赤字であること等、経営改善の観点から改定が必要な場合
- ② 使用機材の大規模修繕等、設備投資を行うために改定が必要な場合

(5) 従前から国庫補助事業を活用して運賃の割引を実施している航路及び航空路の取扱い

本交付金による航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業を実施する以前より他の国庫補助金を活用して旅客運賃割引を実施していた場合において当該割引後の運賃が割引住民運賃を下回っているときは、従前の制度に基づく補助対象経費の基準となっていた割引後の運賃をそれぞれ本事業による割引住民運賃として、交付対象経費を算定することができるものとする。ただし、基準航路運賃及び基準航空路運賃の改定を実施する場合は、この限りでない。

4 船舶建造運賃引上げ抑制事業

(1) 船舶建造計画の作成

事業実施主体は、船舶建造運賃引上げ抑制事業を行うときは、事業実施者の協力 を得て、船舶建造に向けた計画(別記様式第5の「船舶建造計画」をいう。)を作 成し、交付申請時に交付申請書と併せて大臣に提出するものとする。

(2) 交付対象期間等

① 船舶建造運賃引上げ抑制事業の交付対象期間

船舶建造運賃引上げ抑制事業による交付は、大臣の承認を受けた船舶建造計画に 定める船舶建造着手日から建造後の船舶の法定耐用年数に達する日までとする。

なお、事業が遅延した場合においても、交付対象期間は、当初承認を受けた船舶建造計画に記された期間を超えない範囲までとする。ただし、事業休止期間があった場合は、これを考慮する。

② 交付上限額

事業実施者に対して交付する交付金の額は、船舶建造に要する費用として事業 実施者が負担する額から、本事業による過年度の支払額及び他の補助金等による 収入を除いた金額を上限とする。なお、計画期間を通じた額は、船舶建造に要す る費用全体の1割を上限とする。

(3) 事業実施者に付すべき条件

事業実施主体は、事業実施者に補助金等を交付する際は、交付要綱第50条に基づ く条件に加えて、以下の条件を付さなければならない。

- ① 新しい船舶の引き渡しの日までの間の補助金等受入額の区分管理及びその管理状況の定期報告
- ② 船舶建造に要した費用の報告

5 交付対象事業の適切な実施

(1) 交付対象経費及び旅客利用実績の確認

事業実施主体は、原則として毎月、事業実施者より、客観性を持つ書類により路線、 区間ごとの住民等の旅客利用実績の報告を受け、航路運賃低廉化事業及び航空路運賃 低廉化事業の交付対象事業費を確認しなければならない。

(2) IR鉄道各社の運賃改定の取扱い

事業実施主体は、JR鉄道各社の運賃の改定により、割引住民航路運賃の額がJR運賃を下回ることが見込まれることとなった場合には、航路運賃低廉化事業の円滑な実施に支障が無い範囲で、速やかに割引住民航路運賃の額を改定しなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響による社会経済情勢の変化に対応するために、当面の間については、令和4年1月1日時点のJR運賃を基準として割引住民運賃の額を定めることができる。

(3) 関係者との調整

航路運賃低廉化事業及び航空路運賃低廉化事業の実施に関係する都道県又は市町村は、割引住民運賃の設定等について、特定有人国境離島地域ごとに、有人国境離島法の趣旨を尊重しつつ、地域内で合意形成が図られるよう十分に調整を図るものとする。特に航路については、必要に応じて、従前の運賃水準、事業者が設定している運賃割引制度、事業者間の公正な競争、他の離島地域の運賃とのバランス等、個別の事情にも配慮するものとする。こうした調整を図るために、都道県、市町村、交通事業者又は交通施設の管理者等から構成される協議会を設置することができる。

第4 輸送コスト支援事業

1 事業の趣旨

本事業は、特定有人国境離島地域で生産され、本土に出荷される農水産物(生鮮品に限る。以下同じ。)の移出及び当該農水産物の原材料等の移入に係る輸送コストを軽減し、これによって、生産者に対する適正な所得の確保を図り、生産者の生産意欲、販路拡大意欲を喚起するとともに、本土側の事業者による取扱い拡大や地元産品のブランド化等に取り組むことで、特定有人国境離島地域の農水産業の発展を図ろうとするものである。

2 交付対象品目の範囲

交付要綱第26条で定める輸送コスト支援事業の対象となる農水産物(以下この節において単に「農水産物」という。)の移出に係る品目は、別紙2-1の品目分類表(小分類)に該当する品目とし、輸送コスト支援事業の対象となる原材料等の移入に係る品目は、前項の品目の生産又は移出に必要な別紙2-2の品目分類表(小分類)の1品目とする。

3 事業実施者

交付要綱第27条に定める事業実施者については、以下のとおりとする。

① 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土への出荷に関係する団体又は 事業者

特定有人国境離島地域において生産された農水産物を本土に出荷する団体又は 事業者であって、自らが荷主として、当該農水産物の移出又はその生産若しくは 移出に必要な原材料等の移入を行うものをいう。

- ② 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者 特定有人国境離島地域で生産等された農水産物の仕入れ、購入等を行い、自ら が荷主として、当該農水産物を移出し、本土で荷受けする団体又は事業者をい う.
- ③ 特定有人国境離島地域において本土に出荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

特定有人国境離島地域において主として本土へ出荷することを目的とする農水産物の生産を行う団体又は事業者であって、自らが荷主として、当該農水産物の 移出又はその生産若しくは移出に必要な原材料等の移入を行うものをいう。

4 交付対象経費の算定

交付対象経費となる輸送の範囲は、以下のとおりとする。

① 海上輸送及び航空輸送の範囲

交付金の交付対象となる輸送の範囲は、特定有人国境離島地域に存する港湾、 漁港又は空港(その周辺の倉庫を含む。以下「港湾等」という。)と本土の港湾 等又は卸売市場との間の海上輸送又は航空輸送及びこれと一体的に行われる荷受 け・保管・小運搬、荷揚げ等とする。

② 二次離島と一次離島間の輸送の取扱い

本土への直接の輸送手段の無い離島(以下「二次離島」という。)からの農水産物は、本土への直接の輸送手段を持つ近くの離島(以下「一次離島」という。)の卸売業者、製造業者その他の事業者に購入若しくは集約され、又は加工等されて、当該事業者から本土に移出される場合がある。こうした二次離島と一次離島間の輸送に要する経費についても、本土への移出の実績が取引書類等により確認できる場合には、交付対象経費に算入することができるものとする。

③ 戻し航走料等の取扱い

自社のトラック又は専用コンテナ等を使用して農水産品を特定有人国境離島地域から本土に輸送した際に、復路の車両航走料又は輸送費等を負担する必要がある場合には、当該経費を交付対象とすることができる。

また、他の事業者に委託して同様の輸送を行う際については、契約等に基づいて往路又は復路の車両航走料等を負担する必要がある場合に限り、当該経費を交付対象とする。

5 農水産業の発展計画

(1) 農水産業の発展計画の作成

事業実施主体は、輸送コスト支援事業の趣旨を実現するため、毎年度、事業 実施者に別記様式第6の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金輸送コスト 支援事業を用いた農水産業の発展計画(以下「発展計画」という。)を作成さ せるものとする。

事業実施主体は、発展計画を作成させるに当たって、事業実施者間や生産者間の相互連携、関係する他の施策との連携等、地域内の意見集約、事業実施者への助言・指導等を積極的に行い、効果的な発展計画が作成されるよう努めるものとする。

発展計画は、交付申請時に交付申請書に添付するものとする。

(2) 農水産業の発展計画のフォローアップ

事業実施主体は、毎年度、事業年度終了後に、発展計画に設定した数値目標の達成状況や活動計画の実施状況を調査等し、必要な助言・指導等を行うことにより、発展計画がより効果的に実行されるよう努めるものとする。その他、年度途中においても、必要に応じてこれを行うものとする。

(3) 農水産業の発展計画の変更

事業実施主体は、事業実施年度途中において、作成された発展計画を変更する必要が生じたとき又は事業実施者から発展計画を変更したい旨の申し出があったときは、変更しようとする理由及び変更後の発展計画について調査等し、変更することが妥当であると認めるときは、発展計画を変更することができるものとする。

6 交付対象事業の適切な遂行

(1) 交付対象経費及び輸送実績の確認

事業実施主体は、原則として毎月、事業実施者より、出荷伝票、荷受書等の 客観性を持つ書類により、輸送品目ごとの日付、輸送区間、輸送費の報告を受 け、輸送コスト支援事業の交付対象事業費を確認しなければならない。なお、自 らが保有する自動車等で輸送する場合には、車両航送料その他第三者に対して支 払った経費が対象となり、自らが支出する燃料代、人件費その他の輸送に係る実 費については対象とならない。

また、交付要綱第27条第三号に定める団体又は事業者においては、当該農水 産物が主として本土へ出荷されるものであるかどうかについて、出荷先との取引 書類等により確認する必要がある。

(2) 関係者との調整

輸送コスト支援事業の実施においては、輸送手段、輸送経路又は輸送量の調整を図ること等について、事業実施者、海運事業者等と十分に調整することとし、

このために、都道県、市町村、事業実施者、海運事業者又は航空輸送事業者等から構成される協議会を設置することができる。

第5 雇用機会拡充事業等

一 雇用機会拡充事業

1 事業の趣旨

本事業は、特定有人国境離島地域における雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を行い、定住、定着、移住の促進を図ろうとするものである。

2 事業実施者の選定

(1) 事業の実施要件

交付要綱第31条第1項第一号の「雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大」とは、以下のとおりとする。

- ① 特定有人国境離島地域における創業の場合、補助金等による助成終了後において も当該事業が継続又は拡大すると見込まれるもの
- ② 特定有人国境離島地域の事業所において行う事業拡大の場合、売上高の増加又は 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。)の増 加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに 雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込ま れるもの
- ③ 特定有人国境離島地域以外の地域における創業の場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの

(2) 従業員の雇用について

従業員の雇用に当たり、事業実施者は労働基準法を始めとする各種法令を遵守 し、雇用保険や社会保険への加入など、必要な手続を確実に行うものとする。ま た、本事業における従業員の新たな雇用とは、事業計画期間内に新たな従業員を採 用することを指すものとし、既に雇用している者との雇用関係を終了させ、再度採 用し直したものなど、実質的に雇用が増大しないものは含めないものとする。

(1)②及び③に規定する雇用とは、事業実施者が1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を年間を通して継続的に雇用することをいう。ただし、季節要因等

による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除いて差し 支えない。

また、新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができる。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後概ね1か月以内のものに限る。

(3) 事業実施者について

① 選定方法

事業実施主体は、公募により民間事業者等から提出された事業計画に基づき事業実施者の選定を行うものとし、選定に当たっては、民間事業者等との面接、事業所の現地視察等を通じて、その経営の現状、ビジョン等を直接確認するとともに、当該事業計画について、審査選定委員会等を設け、当該審査選定委員会等による審査を経て、客観的かつ公正に審査を行わなければならない。

② 選定基準

当該事業計画の審査に当たっては、事業性、成長性、継続性が見込まれ、かつ、雇用創出効果が高い事業であることに加えて、有人国境離島法第4条第1項に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)を踏まえ、島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すことが見込まれる事業を選定するよう、以下の基準を踏まえて適切に行うものとする。

- ア) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること (代表的な例:島を代表する産品のブランド化、販路拡大、付加価値向上及 び流通効率化を図るもの、旅行者が利用する施設のサービスの改善を図るも のなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの)
- イ)離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可 欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事 業であること
- ウ)特定有人国境離島地域以外の地域から事業所を移転して行う事業、特定有人 国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の 増加に直接的に効果があることが明確な事業であること
- エ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があること

- オ)宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (Wi-Fi)整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業であること
- ③ 事業の趣旨に合致しない事業の基準

事業実施主体は、②に定める基準に加え、本事業の趣旨に合致しない以下のような事業を選定しないよう、適切に審査するものとする。

- ア) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の 更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と 支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- イ) 主に島内の顧客を対象にして商品又はサービスを提供する事業であって、島 内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業で あって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ウ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- エ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、主に行政からの補助金、 業務委託等によって業務を行う事業
- オ)他の補助金等で実施した方が明らかに適切であると思われる事業
- ④ 採択について

大臣は、交付決定を行うに当たり、事業実施主体が民間事業者等から提出を受けた事業計画その他の事業の概要がわかる資料を基に、特定有人国境離島地域間での採択状況のバランスや②及び③に掲げる基準を踏まえて、事業実施主体に対し、必要に応じて意見を述べることができる。事業実施主体は、当該意見を考慮した上で、民間事業者等を採択するものとする。

⑤ 事業計画の変更について

事業実施者の事業計画の変更については、①から④までの規定並びに3(1)及び(2)の規定を準用する。

3 計画期間

(1) 計画期間

事業実施者が行う雇用機会拡充事業の計画期間は、最長5年間とする。

ただし、計画期間が1年間を超える事業については、原則として、基本方針の記載内容(島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の産品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等)に合致し、かつ、地域社会の維持にとって重要な事業であって、次のいずれかに掲げるものとする。

① 島内の経済及び雇用を特に拡大させる効果がある事業

- ② 都道県計画にあらかじめ具体的な事業名及び事業実施者が明記されている事業
- ③ 都道県計画に計画期間が1年間を超える事業計画(以下「複数年度計画」という。) の選定に係る基準が明記されており、この基準を満たす事業
- (2) 複数年度計画の計画期間の認定

事業実施主体は、複数年度計画の提出を受けた場合、補助金等の交付の対象とする 期間についても審査を行うものとする。審査の結果、補助金等の交付の対象として認 定した期間については、当該事業が開始されるまでの間に事業実施者に対して通知を 行うものとする。

(3) 認定を行った計画期間が1年間を超える事業に対する補助金等交付の手続

事業実施主体は、複数年度計画として提出を受けた事業のうち、1年間を超える事業計画期間を認定した事業(以下「複数年度事業」という。)がある場合、当該事業に対し、事業開始から1年以内に採択の可否の判断(以下「可否判断」という。)を行うものとし、過去に行った可否判断の結果採択された事業についても、最後に可否判断を行った日から1年以内に以降の事業についての可否判断を行うものとする。ただし、可否判断を年度末に行う場合であって、翌年度の初日が事業開始日から起算して1年未満の事業がある場合、当該事業についての可否判断は翌年度末に行うことができる。

事業実施主体は、可否判断に当たり、審査選定委員会等を設けて、客観的かつ公正 に審査を行わなければならない。可否判断を行う時点において、当該事業が次に掲げ る事由に該当する場合には、以降の補助金等を交付できないものとする。

- ① 特定有人国境離島地域における事業実施者の事業所全体の雇用者数が、補助金等 交付決定日の前日の雇用者数を下回っている場合
- ② (1)①、②及び③のいずれの要件も満たす見込みがない場合
- ③ 補助金等交付決定日が属する年度における当該事業による収入額(補助金等収入を除く。)が必要経費(売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。)を上回って黒字となる場合
- (4) 複数年度事業の交付対象事業費について

事業拡大であって、交付対象事業費として設備費、システム費若しくは改修費又はこれらに係る減価償却費を計画期間のうち複数年度に亘って計上されている場合であっても、交付要綱第33条に定める交付対象経費の上限額に関する区分のうち、交付要綱第32条第1項第一号及び第二号の経費の交付を伴うものに区分できる期間は、計画期間中の1か年に限るものとする。

- 4 事業実施主体による事業のフォローアップ
- (1) 業績指標の設定、助言指導

事業実施主体は、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、事業計画に 以下のいずれかの項目を業績指標として設定させるものとする。

① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)が増加すること

- ② 経常利益が増加すること
- ③ 売上高が増加すること

事業実施主体は、毎年度、事業年度終了後に、事業計画に設定された業績指標の 達成状況を調査し、必要な助言・指導等を行うことにより、事業計画に記載された事 業がより効果的に実行されるよう努めるものとする。その他、年度途中においても、 必要に応じてこれを行うものとする。

(2) 雇用未達の場合の取扱い

事業実施主体は、事業計画に掲げる雇用の全部又は一部が計画期間内に達成できていなかった場合には、当該事業実施者に対し、必要な改善措置を指導し、事業計画に掲げた雇用が達成されるまでの間、四半期ごとに進捗状況の報告をさせるものとする。

(3) 雇用継続のモニタリング

事業実施主体は、事業終了後も従業員の雇用が継続しているかどうかを確認するため、雇用契約書、賃金台帳、雇用保険加入の状況の確認等により、モニタリングを行うものとする。

5 交付対象事業の適切な遂行

(1) 交付対象経費の確認

雇用機会拡充事業において計上可能な経費は、別紙3に掲げる経費とし、事業実施主体は、事業実施者が事業計画に計上している各経費の内訳及びその妥当性、補助金等が適正に執行されているかどうかの確認を確実に行うものとする。

(2) 雇用機会拡充事業を実施する上で必要な設備、機器等の購入に係る取扱い 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定することとし、レンタル等で対応 する方が合理的と思われるものは購入しないこと。

事業実施主体は、事業実施者が購入等を行った設備、機器等について、事業を実施するため以外の用途に使用されていないか、随時確認を行うものとする。

二 雇用充足促進事業

1 事業の趣旨

本事業は、特定有人国境離島地域で事業を営む民間事業者と本土の人材とのマッチング等を目的とした同地域における就労体験や住民との交流等を内容とするツアー(以下「マッチングツアー」という。)の組成及び募集並びにそれと併せて実施される当該ツアーに係る受入体制の整備及びツアー参加者に対する地域情報の発信等の取組を支援することで、同地域と本土との間の継続的な人の交流を生み出すこと等を通じ、同地域への人材供給を図ろうとするものである。

2 事業実施者

本事業について想定される事業実施者は、以下のとおりである(①から③に掲げる者が共同で実施する場合を含む。)。いずれの場合においても、事業実施主体である都道県 又は市町村が、特定有人国境離島地域の商工会又は商工会議所、観光協会、マッチング 対象となる民間事業者等と連携して事業を実施することが重要である。

- ① 旅行業者
- ② 人材サービス事業者その他の民間事業者等
- ③ 都道県又は市町村
- ④ 観光協会又は都道県若しくは市町村、商工会若しくは商工会議所、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体

3 交付対象経費の算定

- (1) 雇用充足促進事業に係る交付対象経費は、以下のとおりとする。
 - ① 企画・開発費 マッチングツアーの組成や受入体制の整備等のために必要な調査、企画又は開発に要する経費
 - ② 募集費

マッチングツアーの参加者を募集するために必要な経費であって、次のいずれ かに該当するもの

- ア) 旅行業登録を有する旅行業者又は人材サービス事業者等に対して当該マッチ ングツアーの募集又は販売を委託する経費
- イ) 当該マッチングツアーに係る運送サービス及び宿泊サービスの提供に係る経費並びに当該マッチングツアーの参加者が現地において当該地域の生活環境等に係る情報を得るために必要な経費(別に定める基準を踏まえ適切に設定するものとする。)

ただし、募集費については、①と併せて計上される場合又は過去に①と同様の 取組を実施した場合に限る。

(2) 雇用充足促進事業によって取り組む事業の具体的な例は、別紙 4-1 のとおりとする。

4 交付対象事業の適切な遂行

(1) 交付対象経費の確認

事業実施主体は、事業実施者による各経費の内訳や募集費に係る実施内容が確認できる書類等の確認を行うものとする。

(2) 事業実施主体によるマッチングツアーの参加者へのフォローアップ 事業実施主体は、事業終了後、マッチングツアーの参加者への聞き取り等により、 当該参加者の当該地域への移住状況、就労意向等について適切にフォローアップを行 うとともに、当該地域への移住及び就労に係る意欲を喚起するよう、必要に応じ、当該参加者に対し地域情報の発信等を行うものとする。

三 特定経営基盤維持事業

1 事業の趣旨

本事業は、雇用機会拡充事業の事業実施者であった者のうち、新型コロナウイルス 感染症又はエネルギー価格・物価高騰の影響により売上高等が減少した者若しくは営 業利益が減少した者に対し、当該事業者の特定有人国境離島地域における経営基盤の 維持のための事業資金の一部を補助することにより、当該事業により創出された雇用 の維持を図ろうとするものである。

2 事業実施者の選定

(1) 事業実施者

本事業の対象となる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ア) 交付要綱第30条の3に規定する者
- イ) 平成29年12月1日付け事務連絡「地方創生推進交付金を活用した雇用の創出について」を踏まえ、平成30年度雇用機会拡充事業に応募した事業者のうち地方創生推進交付金を活用して事業を実施することとなった事業者(令和4年度においても同事業の事業実施者である者を除く。)で、かつ、交付要綱第30条の3第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に規定する要件を満たす者

(2) 選定方法

事業実施主体は、(1) ア) 又はイ) に規定する者(令和4年度を複数年度事業の計画期間としている者及び同年度に新たに雇用機会拡充事業の事業実施者となった者を除く。以下「特定事業実施者」という。) から提出された事業計画等の関係書類に基づき本事業の事業実施者を選定するものとする。その際、事業実施主体は、

(3) の選定基準を踏まえて特定事業実施者の経営基盤の維持や雇用の確保に関する方針等について適切に確認するとともに、雇用機会拡充事業に係る審査選定委員会等による審査を経て、客観的かつ公正に事業実施者を選定しなければならない。

(3) 選定基準

事業実施主体は、本事業を実施することにより特定事業実施者の経営基盤の維持が確実に図られ、雇用機会拡充事業による雇用創出の効果が長期的に発現するよう、以下の基準を踏まえて適切に事業実施者を選定するものとする。

ア)雇用機会拡充事業を着実に実施し、1名以上の雇用を創出し、雇用を維持していること(創業の場合を除く。)

- イ)特定有人国境離島地域における当該特定事業実施者の事業所全体の令和4年3 月31日現在の雇用者数が、雇用機会拡充事業の補助金等交付決定日の前日の雇用 者数を上回っていること
- ウ)新型コロナウイルス感染症又はエネルギー価格・物価高騰の影響により、令和 4年4月から事業計画を提出する月の前月までの任意の1月において、売上高、 生産量若しくは出荷量又は営業利益を示す指標の値が前年同月(前々年又は3年 前の同じ月との比較でも可能とする。)に比べて5%以上減少していること。ただ し、上記期間での比較が困難なときは、事業計画を提出した月の1年前の同じ月 から事業計画を提出した月の前月までの間の適当な1か月との比較を行うことが できる。
- エ) 当面の経営基盤の維持及び雇用の確保に関する具体的な計画を適切に策定して いること

(4) 計画期間

事業実施者が行う本事業に係る計画期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの範囲内で定めるものとする。

(5) 採択について

大臣は、交付決定を行うに当たり、事業実施主体が特定事業実施者から提出を受けた事業計画等の資料を基に、事業実施主体に対し、必要に応じて意見を述べることができる。事業実施主体は、当該意見を考慮した上で、事業実施者を採択するものとする。

(6) 事業計画の変更

事業実施者の事業計画の変更については、(2)から(5)までの規定を準用する。

3 事業実施主体による事業のフォローアップ

事業実施主体による事業のフォローアップは、第5の一4の規定に基づき、平成29年度から令和3年度までの間に実施した雇用機会拡充事業のフォローアップの一環として行うものとする。

4 交付対象経費の確認

特定経営基盤維持事業において計上可能な経費は、別紙4-2に掲げる経費とし、 事業実施主体は、事業実施者による各経費の内訳及びその妥当性、補助金等が適正に 執行されているかどうかの確認を確実に行うものとする。

四 分散型ホテル支援事業

1 事業の趣旨

本事業は、第6の三3の分散型ホテル事業と連携して、従来のホテルが有する機能である受付、客室、飲食その他付帯サービスを地域が分担することで、地域住民との交流の接点機会を増やしリピーター化につなげ旅行者等の交流人口を増加させるとともに、旅行者の地域内の回遊による域内観光関連産業の消費喚起を図るために創業又は事業拡大を行う民間事業者等の取組に対して事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものである。

2 事業実施者

本事業の実施者は、第6の三3の分散型ホテル事業の事業実施者又はその構成員とする。

3 事業の実施要件

交付要綱第31条の2第1項第1号の「雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大」とは、以下のとおりとする。

- ① 特定有人国境離島地域における創業の場合、補助金等による助成終了後において も当該事業が継続又は拡大すると見込まれるもの
- ② 特定有人国境離島地域において行う事業拡大の場合、補助金等による助成終了後においても当該事業が継続又は拡大すると見込まれるものであって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの

4 従業員の雇用

従業員の雇用に当たり、事業実施者は労働基準法を始めとする各種法令を遵守し、 雇用保険や社会保険への加入など、必要な手続を確実に行うものとする。また、本事 業における従業員の新たな雇用とは、事業計画期間内に新たな従業員を採用すること を指すものとし、既に雇用している者との雇用契約を終了させ、再度採用し直したも のなど、実質的に雇用が増大しないものは含めないものとする。

さらに、雇用とは、事業実施者が1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を年間を通して継続的に雇用することをいう。ただし、季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除いて差し支えない。

なお、新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができる。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後概ね1か月以内のものに限る。

事業計画の提出に当たって、複数年度に亘って、事業を実施する見込みが事前に分かっている場合、当該事業計画の期間内に雇用する人数をあらかじめ計画しておくものとする。

5 事業の選定

(1) 選定基準

事業実施者は、第6の三4の事業計画を事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、本事業に係る事業計画の審査に当たって、事業実施者等との面接、事業所の現地視察等を通じて、その経営の現状、ビジョン等を直接確認する等により、客観的かつ公正に審査を行わなければならない。

また、本事業に係る事業計画の審査に当たっては、事業性、成長性、継続性が見込まれ、かつ、雇用創出効果が高い事業であることに加えて、基本方針を踏まえ、島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すことが見込まれる事業を選定するものとする。

(2) 事業の趣旨に合致しない事業の基準

事業実施主体は、(1)に定める基準に加え、本事業の趣旨に合致しない以下のような事業を選定しないよう、適切に審査するものとする。

- ① これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ② 主に島内の顧客を対象とした事業であって、島内の同業他社との差別化を図ることが難しい事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ③ 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ④ どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、主に行政からの補助金、業 務委託等によって業務を行う事業
- ⑤ 他の補助金等で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

(3) 採択について

大臣は、交付決定を行うに当たり、事業実施主体が民間事業者等から提出を受けた事業計画その他の事業の概要が分かる資料を基に、特定有人国境離島地域間での採択状況のバランスや(1)及び(2)に掲げる基準を踏まえて、事業実施主体に対し、必要に応じて意見を述べることができる。事業実施主体は、当該意見を考慮した上で、民間事業者等を採択するものとする。

(4) 事業計画の変更について

事業実施者の事業計画の変更については、(1)から(3)までの規定並びに6 (1)及び(2)の規定を準用する。

6 計画期間

(1) 計画期間

事業実施者が行う分散型ホテル支援事業の計画期間は、1年間とし、複数年度に 亘って事業計画が採択された場合は最長5年間とする。

(2) 交付対象事業費について

事業拡大であって、交付対象事業費として設備費、システム費若しくは改修費又はこれらに係る減価償却費が複数年度に亘っての事業計画が採択されている場合であっても、交付要綱第33条の3に定める交付対象経費の上限額に関する区分のうち、交付要綱第32条の4第1項第一号及び第二号の経費の交付を伴うものに区分できる期間は、1か年に限るものとする。

7 事業実施主体による事業のフォローアップ

(1) 業績指標の設定、助言指導

事業実施主体は、事業の効果を図り、早期の自立化を促す観点から、事業計画に 以下のいずれかの項目を業績指標として設定させるものとする。

- ① 営業利益が増加すること
- ② 旅行者による売上高が増加すること
- ③ 宿泊者数が増加すること
- ④ 1人当たり宿泊日数が増加すること

事業実施主体は、毎年度、事業年度終了後に、事業計画に設定された業績指標の 達成状況を調査し、必要な助言・指導等を行うことにより、事業計画に記載された 事業がより効果的に実行されるよう努めるものとする。その他、年度途中において も、必要に応じてこれを行うものとする。

(2) 雇用未達の場合の取扱い

事業実施主体は、事業計画に掲げる雇用の全部又は一部が計画期間内に達成できていなかった場合には、当該事業実施者に対し、必要な改善措置を指導し、事業計画に掲げた雇用が達成されるまでの間、四半期ごとに進捗状況の報告をさせるものとする。

(3) 雇用継続のモニタリング

事業実施主体は、事業終了後も従業員の雇用が継続しているかどうかを確認するため、雇用契約書、賃金台帳、雇用保険加入の状況の確認等により、モニタリングを行うものとする。

8 交付対象経費の適切な遂行

(1) 交付対象経費の確認

本事業において計上可能な経費は、別紙4-3に掲げる経費とする。

事業実施主体は、事業実施者が事業計画に計上している各経費の内訳及びその妥当性、補助金等が適切に執行されているかどうかの確認を確実に行うものとする。

(2) 事業を実施する上で必要な設備、機器等の購入に係る取扱い

事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定することとし、レンタル等で対応 する方が合理的と思われるものは購入しないこと。

事業実施主体は、事業実施者が購入等を行った設備、機器等について、事業を実施するため以外の用途に使用されていないか、随時確認を行うものとする。

第6 滞在型観光促進事業等

一 滞在型観光促進事業

1 事業の趣旨

本事業は、「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある現地の着地型観光サービスの提供とその担い手の育成を行うとともに、必要に応じて、特定有人国境離島地域への誘客、送客を担う本土側の旅行業者その他の事業者との連携の下、着地型観光サービスを組み入れた魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券、旅行商品等(以下「滞在プラン等」という。)の組成、企画及び広告宣伝への支援や販売促進を行うことで、地域の着地型観光の受け入れ体制の整備、拡充、サービスの質の向上等を図ろうとするものである。

本事業における着地型観光とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、その地域固有の資源を基にした体験・交流プログラム等を企画・運営する形態をいう。

なお、特定有人国境離島地域の観光振興を図る上では、拡大する世界の観光需要を 取り込み、世界の旅行者から選ばれる旅先となることも重要である。そのため、日本 人国内旅行者のみならず、訪日外国人旅行者を誘客する事業についても、積極的に取 り組むこと。

2 交付対象事業の事業類型

交付対象事業は、次に掲げる事業に類型される。

(1) 滞在プラン型事業

滞在プラン型事業とは、着地型観光サービスを中心に構成される滞在プランを組成する事業である。

本事業における滞在プランとは、特定有人国境離島地域において旅行者向けに提供される各種サービスの集合をいう。

(2) 企画乗船券·企画航空券型事業

企画乗船券・企画航空券型事業とは、一般旅客定期航路事業者・国内定期航空運送 事業者等による本土と特定有人国境離島地域の間の運送サービス並びに着地型観光 サービス及び必要に応じて提供される宿泊サービスを含む滞在プランの提供がセットとなって、販売される企画乗船券及び企画航空券を組成する事業である。

(3) 旅行商品型事業

旅行商品型事業とは、特定有人国境離島地域の着地型観光サービスを含む旅行商品を企画旅行として組成する事業である。

企画旅行とは、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為を行うことにより実施する旅行をいう。

ただし、同一国境離島地域内で3泊以上の滞在を伴う滞在プラン等を組成する事業については、特に滞在時間を延ばす効果の認められる事業として、当該滞在プラン等に着地型観光サービスを含むことを必ずしも要件としない。

3 事業実施者

事業類型に応じて想定される事業実施者は、以下のとおりである。(それぞれの事業 類型において①から③に掲げる者が共同で実施する場合を含む。)

- (1) 滞在プラン型事業
 - ① 都道県又は市町村
 - ② 都道県又は市町村、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体(以下「地域協議会等」という。)
 - ③ 都道県又は市町村により必要な仕様、要件等を満たすものとして選定された観光協会、民間事業者等
- (2) 企画乗船券・企画航空券型事業
 - ① 一般旅客定期航路事業者・国内定期航空運送事業者等
 - ② 都道県又は市町村
 - ③ 地域協議会等

いずれの事業実施者が事業を実施する場合においても、事業実施主体である都道県 又は市町村が、特定有人国境離島地域の観光協会、民間事業者等と連携して、地域の 着地型観光サービスを取りまとめることが重要である。

- (3) 旅行商品型事業(②又は③に掲げる者が単独で事業を実施する場合は、当該者が旅行業登録を有する場合に限る。)
 - ① 都道県又は市町村
 - ② 旅行業者
 - ③ 観光協会

④ 地域協議会等

いずれの事業実施者が事業を実施する場合においても、事業実施主体である都道県 又は市町村が、特定有人国境離島地域の観光協会、民間事業者等と連携して、地域の 着地型観光サービスを含む旅行商品の仕様、要件等を定めることが重要である。

4 交付対象経費の算定

- (1) 滞在型観光促進事業に係る交付対象経費は、以下のとおりとする。
 - ① 企画・開発費 滞在プラン等を組成するために必要な調査、企画又は開発に要する経費
 - ② 宣伝費 滞在プラン等の広告宣伝、広報に要する経費
 - ③ 実証費

滞在プラン等を構成する着地型観光サービスを実証的に提供する際に係る経費 (近傍類地における同種のサービスにおける提供価格等を参考として設定した費用)及び当該サービスの実証的な提供に必要な物品購入に要する経費

④ 販売促進費

宿泊を伴う滞在プラン等の販売を促進するための経費であって、次のいずれか に該当するもの

- ア)滞在型観光促進のために企画、開発、実証、宣伝等を行う滞在プラン等に係る運送サービス(車両航送を含む。)及び宿泊サービスの提供に係る経費(別に定める基準に基づき算定される額を限度とする。)
- イ)旅行業登録を有する旅行業者に対して当該滞在プラン等の募集又は販売を委 託する経費
- ウ)滞在プラン等の販売、代金受領等の事務をホテル、旅館等のフロントで実施 する際の取次手数料

ただし、販売促進費については、①から③のいずれかと併せて計上される場合又は、過去に①から③と同様の取組を実施した場合に限る。

- (2)滞在型観光促進事業によって取り組む事業の具体的な例は、別紙5のとおりとする。
- 5 交付対象事業の適切な遂行
- (1) 交付対象経費の確認

事業実施主体は、事業実施者による各経費の内訳や販売促進費に係る実施内容が確認できる書類等の確認を行うものとする。

- (2) 滞在型観光促進事業を実施する上で必要な物品購入に係る取扱い
 - ① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定すること
 - ② 不動産、自動車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、実証的提供に必要かどうか不明確

な物品は対象としないこと

③ レンタル等で対応する方が合理的と思われるものは購入しないこと

二 観光産業緊急支援事業

1 趣旨

特定有人国境離島地域においては、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が減少し観光産業が多大な影響を受けていることから、旅行者の宿泊等に係る経費の一部を支援することにより、当該地域を訪問する観光客の回復及び消費を促し、地域の観光産業の維持を図ろうとするもの。

2 交付対象事業

特定有人国境離島地域を対象とした宿泊を伴う旅行商品の販売促進及び旅行者の域 内における宿泊、運送、飲食等サービス及び土産物等の消費喚起(以下、「旅行商品 の販売促進等」という。)に係る支援を行う事業

3 事業実施者

- (1) 都道県又は市町村
- (2) 地域協議会等
- (3) 都道県又は市町村により必要な仕様、要件等を満たすものとして選定された観光協会、民間事業者等

4 交付対象経費の算出

観光産業緊急支援事業に係る交付対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 企画・開発費

旅行商品の販売促進等を組成するために必要な調査、企画又は開発に要する経費

- (2) 宣伝費 旅行商品の販売促進等の広告宣伝、広報に要する経費
- (3) 販売促進費
 - ① 旅行商品の販売促進等に係る経費であって、次のいずれかに該当するもの。旅行商品の販売促進等に係る宿泊、運送、飲食等サービスの提供及び土産物等の購入に係る経費(別に定める基準に基づき算定される額を限度とする。)
 - ② 旅行業登録を有する旅行業者に対して旅行商品の販売促進等に係る募集、販売を委託する経費
 - ③ 旅行商品の販売促進等の販売、代金受領等の事務をホテル、旅館等のフロントで実施する際の取次手数料

5 交付対象事業の適切な執行

(1) 交付対象経費の確認

事業実施主体は、事業実施者による各経費の内訳や販売促進費に係る実施内容が確認できる書類等の確認を行うものとする。

- (2) 観光産業緊急支援事業を実施する上で必要な物品購入に係る取扱い
 - ① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定すること
 - ② 不動産、自動車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、実証的提供に必要かどうか不明確な物品は対象としないこと
 - ③ レンタル等で対応する方が合理的と思われるものは購入しないこと

三 分散型ホテル事業

1 事業の趣旨

特定有人国境離島地域の観光業の課題として、宿泊施設経営者の高齢化や労働力不 足により、飲食サービス等の提供の負担が大きくなっている点がある。

また、特定有人国境離島地域は、小規模離島が多く観光需要が限定的なため、従来型のホテルでは経営が難しい状況にあり、宿泊環境の整備や旅行者の誘客に結びついていない。

そのことから、従来のホテルが有する機能である受付、客室、飲食その他付帯サービスを地域が分担することで、地域住民との交流の接点機会を増やしリピーター化につなげ旅行者等の交流人口を増加させるとともに、旅行者の地域内の回遊による域内観光関連産業の消費喚起を図ろうとするものである。

2 対象となる宿泊プラン

特定有人国境離島地域を対象としたサービスであって、以下の事項を含む宿泊プランであること。

- ① 宿泊サービスその他必要に応じて提供される現地観光サービスの一元的な予約窓口(以下「ワンストップ窓口」という。)を有していること。
- ② 地産地消の食事の提供又は客室施設への配達を含むもの。なお、近隣の地産地消認証店の食事券を付ける場合、食事の提供を含むことを要しない。

3 事業実施者

- (1) 宿泊サービス、地域住民及び施設所有者等から構成される協議会等の法人
- (2) 今後(1) に該当する見込みがある団体
- (3) 事業実施主体が定める要件等を満たす民間事業者等

4 事業計画

- (1) 第6の三5 (2) の事業を実施する場合、事業実施者は、別紙5-2に掲げる事項を記載した事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、事業実施主体の承認を得なければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業計画が次に掲げる要件に適合するかどうかについて審査するものとする。
 - ① 事業実施者が、対価を得て事業を営む法人等であるか。また、公的資金の交付 先として、社会通念上適切と認められるもの
 - ② 宿泊プランが第6の三2を満たすもの
 - ③ サービスの提供体制において、ワンストップ窓口を有するもの
 - ④ 販売計画、資金計画、損益計画等において、事業性、継続性が見込まれるもの
 - ⑤ 旅行者の地域内周遊に寄与することが見込まれるもの
 - ⑥ 観光協会等、地域の観光関係団体との連携が見込まれるもの
 - (7) その他事業の趣旨、内容に鑑み、大臣が必要と認める項目
- (3) 事業実施主体は、事業計画の承認に当たり、別記様式第7により大臣に事前協議を行うものとし、大臣は、事業計画の内容が(2)の要件を満たすかどうかについて確認の上、必要に応じて意見を述べることができる。
- (4) 事業計画の変更については、(1) から(3) までの規定を準用する。

5 交付対象事業費

- (1) 事業実施者が、事業計画を策定する取組
- (2) 事業計画に基づき実施されるワンストップ窓口及び宿泊プラン、宿泊プランに含まれる飲食その他付帯サービスに係る次の取組を対象とする(3(1)に定める者に限る。)。
 - 企画・開発
 - ② 実証
 - ③ 効果検証

6 交付対象経費

分散型ホテル事業に係る交付対象経費は、第6の三5に定める事業に要する経費で あって、以下のとおりとする。

① 計画策定費

ワンストップ窓口及び宿泊プランに係る事業計画の策定に要する経費のうち、以 下のアからカまでに掲げるもの

- ア) 事業計画の策定に関する協議・検討に要する経費
- イ) ワークショップ等の実施に要する経費
- ウ) 先進事例の調査又は情報収集に要する経費
- エ) 市場のニーズに係る調査又は情報収集に要する経費

- オ)外部専門家の招聘・助言等に要する経費
- カ) 協議会等の事務局運営に要する経費
- ② 企画・開発費
 - ア) 事業実施に向けた協議・検討に要する経費
 - イ) ワークショップ等の実施に要する経費
 - ウ)外部専門家の招聘・助言等に要する経費
 - エ)ITを活用した宿泊プランの予約システムの構築に要する経費
 - オ) 試作品の製作に要する経費
 - カ)メニュー表、宿泊施設での案内等の多言語化対応に要する経費
- ③ 実証費
 - ア) ワンストップ窓口及び宿泊プランの実証的な運営、提供に要する経費
 - イ) 宿泊プランの広告宣伝又は営業活動に要する経費
 - ウ) 利用者に対するアンケートに要する経費
 - エ) 旅行業登録を有する旅行業者に対して、当該宿泊プラン等の募集又は販売を委 託する経費
- ④ 効果検証費

実証成果の結果集計、分析、今後の事業計画内容の見直し等効果検証に要する経 費

- 7 交付対象事業費の適切な執行
- (1) 交付対象経費の確認

事業実施主体は、事業実施者による各経費の内訳等実施内容が確認できる書類等 の確認を行うものとする。

- (2) 分散型ホテル事業を実施する上で必要な物品購入に係る取扱い
 - ① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定すること
 - ② 不動産、自動車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、 電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、実証的提供に必要かどうか不明確 な物品は対象としないこと
 - ③ レンタル等で対応する方が合理的と思われるものは購入しないこと

第7 評価等

- 1 検査等
- (1) 検査等

大臣は、交付金事業の適正を期するため必要があるときは、都道県及び市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 是正指示等

大臣は、前項の調査により、補助金等に係る予算の執行に関する法律(昭和30年 法律179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政 令第255号)、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合 には、都道県又は市町村に対して、交付金事業の中止、変更又は適合させるための 措置を取ることを命ずることができる。

2 事後評価

交付対象事業の事後評価については、別記様式第8により事業実施主体である都道県又は市町村が作成する。なお、都道県から大臣への報告は、交付金事業を実施した翌年度の6月30日までとする。

3 事業の中止

交付金事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 第7の1(2) により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

第8 その他

この要領に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

本要領は、平成29年4月3日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年9月1日付け府海事第124号) 本要領は、平成29年9月1日から適用する。

附 則(平成30年4月2日付け府海事第20号) 本要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年4月1日付け府海事第34号) 本要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月11日付け府海事第41号) 本要領は、令和元年10月1日から適用する。 附 則(令和2年2月25日付け府海事第25号) 本要領は、令和2年2月25日から適用する。

附 則(令和2年3月30日付け府海事第47号) 本要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年6月8日付け府海事第72号)

- 1 本要領は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 特定経営基盤維持事業に係る規定は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和3年1月26日付け府海事第168号) 本要領は、令和3年1月26日から適用する。

附 則(令和3年2月25日付け府海事第16号)

- 1 この決定は、決定の日から適用する。
- 2 特定有人国境離島観光産業緊急支援事業に係る規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和3年3月30日付け府海事第53号) (施行期日)

- 1 この決定は、令和3年4月1日から適用する。 (特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領の一部を改正する決定の一
 - (特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領の一部を改正する決定の一 部改正)
- 2 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領の一部を改正する決定(令和3年2月25日内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日限り」を「令和4年3月31日限り」に改める。

附 則(令和4年4月1日付け府海事第53号)

この決定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年7月1日付け府海事第84号)

この決定は、令和4年7月1日から適用する。

附 則(令和4年12月12日付け府海事第188号)

- 1 この決定は、令和4年12月12日から施行し、改正後の特定経営基盤維持事業に係る規定 は、令和4年10月1日から適用する。
- 2 特定経営基盤維持事業に係る規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和5年4月3日付け府海事第48号) この決定は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙1 成果目標の具体的な例

指標	具体例
人の往来、交流	航路輸送旅客数、航空輸送旅客利用者数等
拡大施策の効果	
に関する指標	
農林水産品等の	農林水産物の荷(輸送)量、販売額、生産額等
生產·販路拡大	
施策の効果に関	
する指標	
創業·事業拡大	開業件数、開業率、設備投資額、新規雇用数等
促進施策の効果	
に関する指標	
滞在型観光促進	延宿泊者数、入込客数、旅行者の滞在時間、宿泊滞在日数、消費金
施策の効果に関	額、訪日外国人旅行者数及び延べ宿泊者数、滞在プランの利用者数等
する指標	

別紙2-1 輸送コスト支援事業(移出)の品目分類表

大			
分	中分類	 小分類	 内容例示
類	十刀規	77万規	
無		1 -	1
	麦	大麦	大麦
		小麦	小麦
		その他の麦	裸麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	雑穀	あわ、ひえ、マイロ
	野菜・果物	いも類	甘しょ、馬鈴しょ
		野菜類	大根、キャベツ、きのこ
		果物類	りんご、くり、バナナ
	綿花	綿花	綿花
農		麻	大麻
水	その他農産品	油脂用作物	菜種、ごま、採油用大豆
産		その他の工芸作物	砂糖きび、コーヒー豆、とうが
品			らし
		他に分類されない農産品	花き、種子
	羊毛	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣肉	牛肉、豚肉、鶏肉
		鳥獣類	牛、豚、鶏
		未加工乳	未加工乳
		鳥卵	鶏卵
		動物性粗繊維・原皮・原	動植物性粗繊維(原羽毛、獣
		毛皮	毛)
		他に分類されない畜産品	犬、猫、天然はちみつ
	水産品	魚介類(生鮮、冷凍も	魚介類、魚のフィレその他の魚
		(D)	肉(生鮮、冷蔵、冷凍のもの)
	l	<u> </u>	1 27, 7, 20, 21, 21, 21, 21, 21, 21, 21, 21, 21, 21

別紙2-2 輸送コスト支援事業(移入)の品目分類表

大分	中分類	小分類	内 容 例 示
類			
	麦	大麦	大麦
		小麦	小麦
		その他の麦	裸麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	雑穀	あわ、ひえ、マイロ
		いも類	甘しょ、馬鈴しょ
	野菜・果物	野菜類	大根、キャベツ、きのこ
		果物類	りんご、くり、バナナ
	綿花	綿花	綿花
		麻	大麻
:#*		油脂用作物	菜種、ごま、採油用大豆
農	その他農産品	その他の工芸作物	砂糖きび、コーヒー豆、とうがらし
水		農産加工品	なわ、むしろ、稲わら、麦わら
産		他に分類されない農産品	花き、種子
品	羊毛	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣肉	牛肉、豚肉、鶏肉
		鳥獣類	牛、豚、鶏
		未加工乳	未加工乳
		鳥卵	鶏卵
		動物性粗繊維・原皮・原	71.4+44.11.11p.444.44. (F2.77.4. 14).47.
		毛皮	動植物性粗繊維(原羽毛、獣毛)
		他に分類されない畜産品	犬、猫、天然はちみつ
		魚介類(生鮮、冷凍も	魚介類、魚のフィレその他の魚肉(生
		(D)	鮮、冷蔵、冷凍のもの)
	水産品	魚介類(塩蔵、乾燥も	A 公拓 (七 萃
		の)	魚介類(塩蔵、乾燥、燻製)
		その他の水産品	海草類、のり加工品、真珠、観賞魚類
林	原木	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
産	製材	製材	板類、床板、杭
品	樹脂類	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
•		ı	

	木材チップ	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	その他の林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	薪	しばまき、そだ
		木炭	木炭、黒炭、たどん、おがライト
	化学薬品	硫酸	硫酸
		ソーダ	か性ソーダ、炭酸ソーダ
		その他の化学薬品	塩酸、アンモニア、アセチレンガス
		窒素原肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硝酸ナトリ ウム
化	化学肥料	りん酸原肥料	りん酸原肥料
学		カリ原肥料	硫酸カリウム、塩化カリウム
工		その他の化学肥料	化成肥料、石灰質肥料
業品	染料・塗料・ 合成樹脂・そ の他化学工業 品	染料・顔料・塗料	合成染料、有機顔料、ラッカー、シン ナー
		合成樹脂	合成樹脂及びその他のプラスチック
		動植物性油脂	精製ラード、オリーブ油、菜種油、マ ーガリン、化粧品
		他に分類されない化学工 業品	医薬品、金属処理剤、家庭用合成洗 剤、農業殺虫剤
軽		ZKH	711 2002-711
工業品	水	氷	氷
特殊品	動植物性製造 飼肥料	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす、配合飼料
	輸送用容器	輸送容器	ドラムかん、貯蔵タンク、商品コンテナ、パレット、木製容器、合成樹脂製容器、紙袋、ふた

別紙3 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費、システム	・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設
費又はこれらに係	置・購入費、リース・レンタル費(設置、据付工事を含む)
る減価償却費	・創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、
	借用・利用に要する経費
	・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費
	・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用
	・上記に係る減価償却費
	注)単なる老朽化設備の更新は対象外
	注)土地・建物(中古含む)の取得及び使途・必要性が明確でない経費
	は対象外
改修費又はこれに	・創業又は事業拡大に供する建物及び建物附属設備の改修費(増築や改
係る減価償却費	築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。)
	・上記に係る減価償却費
	注)土地・建物(中古含む)の取得及び使途・必要性が明確でない経費
	は対象外
広告宣伝費	・創業又は事業拡大に係る広告掲載費、ホームページ、パンフレット、
	DM製作・配布・郵送費
	・創業又は事業拡大に係る商品の販路拡大、プロモーション、マーケテ
	ィング等の販売促進費(調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、
	旅費等)
	・創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る
	費用(求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展
	費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等)
店舗等借入費	・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所
	の賃料、店舗(物販店舗、飲食店等)のテナント料(店舗と住居等が
	明確に分かれているものに限る。)
人件費	・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用する従業員の給与、賃金
	・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金
	注) 給与、賃金は1人当たり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤
	雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を
	上限とする。
	注) 代表者、役員及びその親族(生計を一にする三親等以内) は対象外
研究開発費	・創業又は事業拡大のための商品又はサービスの研究開発に係る経費
	(市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等への謝金、

	旅費等)
島外からの事業所	・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回
移転費	復費その他移転に係る諸経費
従業員の教育訓練	・従業員(創業の場合、本人も含む)の資格取得(小型船舶免許、クレ
経費	ーン技師等の離島で取得できないもの)・研修・講習受講に係る経費
	(創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。)
感染防止対策費	・新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必
	要な経費

別紙4-1 雇用充足促進事業によって取り組む具体的な事業の例

1. 企画・開発費

- ・マッチングツアーの企画・開発
- ・ワークショップ、セミナーの開催
- ・マッチングツアーの参加者に対する地域情報の発信
- ・その他雇用充足促進に係る各種調査・分析・検討

2. 募集費

- ・マッチングツアーの広告・宣伝(新聞、雑誌、WEB、屋外広告等)
- ・旅行業者、人材サービス事業者等に対してマッチングツアーの募集、販売を委託する際に係る手数料への助成
- ・マッチングツアーの参加者に対する航路・航空路の運賃及び宿泊並びに現地における当該地域の自然、歴史・文化等に係る情報提供に係る経費への助成

別紙4-2 特定経営基盤維持事業の対象経費

対象経費	A 基金組付事業の対象性質 経費内容
広告宣伝費	・特定有人国境離島地域における事業に係る広告掲載費、ホームペー
	ジ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費
	・特定有人国境離島地域における事業に係る商品の販路拡大、プロモー
	ション、マーケティング等の販売促進費(調査費、出店料、外注費、
	専門家等への謝金、旅費等)
店舗等借入費	・特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要
	な事務所・事業所の賃料、店舗(物販店舗、飲食店等)のテナント料
	(店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。)
人件費	・特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要
	な従業員の給与、賃金
	・特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要
	なパート・アルバイトの賃金
	注)給与、賃金は1人当たり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇
	用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上
	限とし、令和4年10月1日時点での従業員の給与又は賃金、パート・
	アルバイトの時間当たり単価の水準を超えないもの(法令、条例等に
	基づき賃金・単価を改定した場合を除く。)とする。
	注)代表者、役員及びその親族(生計を一にする三親等以内)は対象外
	注)雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金により休業等に係る賃金等
	に相当する額又は出向させた従業員の賃金に対して事業実施者が負
	担した額に係る助成を受ける場合は、当該助成に係る人件費は対象外
従業員の教育訓練	・特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要
経費	な従業員(事業実施者の代表又は事業実施者本人を含む)の資格取得
	(小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの)・研修・
	講習受講に係る経費
	注)雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金により教育訓練を実施した
	場合の訓練費に係る助成を受ける場合は、当該助成に係る経費は対象
最为.[rt.] 41.55c.曲	外外上,国际部自由社会的社会范围。
感染防止対策費	・特定有人国境離島地域における新型コロナウイルス感染症その他の 「財池庁に係る財産」は対策に以西な経典
	感染症に係る感染防止対策に必要な経費
その他事業を継続	
	・特定有人国境離島地域における事業実施者の事業継続に必要となる
する上で必要な経	・特定有人国境離島地域における事業実施者の事業継続に必要となる 水道光熱費、燃料費(事業用であることが明確に区分できるものに限

・過去に実施した雇用機会拡充事業においてリース又はレンタルにより導入した機械、装置、器具、備品その他の設備であって、継続して契約を行っているリース又はレンタル料(ただし、当該機械等の本体、品質、規格、仕様、材質、形質、数量等の内容を事業実施時から変更している場合は、この限りでない。)

別紙4-3 分散型ホテル支援事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費、システム	・分散型ホテル支援事業の実施に必要な機械、装置、器具、備品その他
費又はこれらに係	の設備の設置・購入費、リース・レンタル費(設置、据付工事を含む)
る減価償却費	・分散型ホテル支援事業の実施に必要なソフトウェア・情報システム
	の購入・構築、借用・利用に要する経費
	・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費
	・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用
	・上記に係る減価償却費
	注)単なる老朽化設備の更新は対象外
	注)土地・建物(中古含む)の取得及び使途・必要性が明確でない経費
	は対象外
改修費又はこれに	・分散型ホテル支援事業の実施に供する建物及び建物附属設備の改修
係る減価償却費	費(増築や改装を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限
	る。)
	・上記に係る減価償却費
	注)土地・建物(中古含む)の取得及び使途・必要性が明確でない経費
	は対象外
店舗等借入費	・分散型ホテル支援事業の実施のために新たに借り入れする場合の事
	務所・事業所の賃料、店舗(物販店舗、飲食店等)のテナント料(店
	舗と住居等が明確に分かれているものに限る。)
人件費	・分散型ホテル支援事業の実施に伴って新たに雇用する従業員の給与、
	賃金
	・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金
	注)給与、賃金は1人当たり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇
	用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上
	限とする。
	注)代表者、役員及びその親族(生計を一にする三親等以内)は対象外
従業員の教育訓練	・分散型ホテル支援事業の実施に必要となる従業員(創業の場合、本人
経費	も含む)の資格取得(離島で取得できないもの)、研修・講習受講に
	係る経費(創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。)
感染防止対策費	・新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必
	要な経費

別紙5-1 滞在型観光促進事業によって取り組む具体的な事業の例

1. 企画・開発費

- ・協議会、研究会等の運営
- ・体験型・交流型滞在プログラムの企画・開発
- ・共通食事クーポン券、共通入場券、周遊パス等の企画・開発
- ・滞在プラン等の企画・開発
- ・地域のポジション、来訪者のニーズ把握のための各種調査
- ・ガイド、インストラクターその他の観光従事者の育成
- ワークショップ、セミナーの開催
- ・専門家、国内外の旅行業者、インフルエンサー等の招請(ファムトリップ)
- I Tを活用した情報提供・案内・予約システムの開発及び初期運営
- ・その他滞在型観光促進に係る各種調査・分析・検討

2. 宣伝費

- ・パンフレット・地図等の作成
- ・滞在プラン等の広告・宣伝(新聞、雑誌、WEB、屋外広告等)
- ・展示会、商談会等への出展、旅行業者等に対する営業活動
- 住民の意識啓発、参加促進

3. 実証費

- ・着地型観光サービス(体験型観光、地元食の調理・提供等)、旅行者・宿泊者向けの利便サービス(手ぶら観光、共同送迎等)の実証的な提供及びこれに必要な物品の購入、レンタル
- ・評価収集、サービス改善のためのモニタリングの実施
- ・レンタサイクル等島内周遊のための運送サービスの試験的導入

4. 販売促進費

- ・滞在プラン等を利用する者に対する航路・航空路の運賃及び車両航送並びに宿泊に 係る経費への助成
- ・滞在プラン等の販売、代金受領等の事務をホテル、旅館のフロント等で実施する際 に係る取次手数料への助成
- ・旅行業者等に対して滞在プラン等の募集、販売を委託する際に係る手数料への助成

別紙5-2 事業計画に記載する事項

事業計画に記載すべき事項

- ・事業実施者(名称、住所、代表者名、構成員等の一覧)
- ・事業コンセプト (宿泊プランの内容、ターゲットとする顧客、運営体制 (サービスの提供体制))
- ・現状分析等(業界のトレンド・市場規模等、競合の状況、事業実施者における強み・優位性)
- ・宿泊プランの販売計画(今後3年間における販売計画(売上高、客数等)、販売促進、集客方法)
- ・サービス提供施設に係る計画
- · 実施体制、人員計画
- · 資金計画、損益計算
- 事業スケジュール

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業計画

1. 計画の名称								
2. 計画期間			3. 交付年	F度				
4. 計画の概要及び基本的	的な目標							
5. 成果目標の定義及び								
31 /90 KH M. F/C42000)				当初理	見況値		
事業名	指標	単位	定 義 及び 算定式	事業実施主体	7,77	基準年	目相	票値
		·				度		

6. 交付対象事業等

特定有人国境離島地域名:

(単位:千円)

				<u>+</u>		交付対象	事業	費			(F 1//: 11 01	İĦ						
				直接					坦	方負担	額	事業期間		■]	都道県					
番号	交付対象事 業 の名称	事業実施 主体	交付対象事業の概 要	好間接の別	事業分類	間と対象の	野業分類	事業分類	事業分類	A	欠 付 率	交付 金 交 額 B	都道 県 C	市町 村 D	その 他 E	始期	~	終期	計画 該当箇 所	備考
	合 計																			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				

附带事務費 (単位:千円)

					交付対象	專業費	ŧ		
番号	交付対象 事業 の名称	事業実施 主体	交付対象経費の概 要	交付対象事 業の番号	A	交付率	交付 金 交 額 B	地方負担 額C	備考
		Î	計						
1									
2									
3									

調査費 (単位:千円)

					交付対象	と 事業費	ŧ		
番号	交付対象 事業 の名称	事業実施 主体	交付対象経費の概 要	交付対象事 業の番号	A	交付率	交金 安額 B	地方負担 額C	備考
		Î	計						
1									
2									
3									

番号年月

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業計画変更申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のと おり計画を変更したいので、提出します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

※変更後の交付金事業計画を添付すること。

別記様式第3

番 号 年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

航路(航空路)運賃低廉化事業における特定有人国境離島地域の住民に準ずる者の基準に ついて

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領第3の2(2)に規定する準住民の基準について、次のとおり定めたい(変更したい)ので協議する。

- 1. 定めよう (変更しよう) とする基準に係る交付決定番号 府海事 号 年 月 日付 第 号交付決定
- 2. 定めよう (変更しよう) とする基準の適用予定年月日 年 月 日
- 3. 定めよう(変更しよう)とする基準

準住民とする者	選定基準	該当人数	関係する施策等

4. 変更しようとする理由

※関係する施策等については、その概要が分かる資料を添付すること。 ※その他、必要に応じて参考資料を添付すること。

番 号 年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

航路(航空路)運賃低廉化事業における基準航路(航空路)運賃の改定について

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領第3の3(4)に規定する基準航路(航空路)運賃の改定を、次のとおり行いたいので協議する。

- 1. 改定しようとする基準航路(航空路)運賃に係る交付決定番号 府海事 号 年 月 日付 第 号交付決定
- 2. 改定しようとする事業実施者及び航路(航空路)
- 3. 改定しようとする理由
- 4. 改定予定年月日

年 月 日から改定予定

5. 改定しようとする基準航路(航空路)運賃

区間	船種	切符種別等	現行基準運賃	改定後基準運賃

※改定しようとする理由は、当該航路(航空路)の直近数年の収支状況や改定後の収支見込み等の数的根拠を含めて詳細に記述すること。

※その他、必要に応じて参考資料を添付すること。

番号年月

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

年度 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 船舶建造計画承認申請書

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金実施要領における船舶建造運賃引上げ抑制 事業の船舶建造計画に係る内閣総理大臣の承認について、関係書類を添えて、下記のと おり申請します。

記

○○○ ~ ○○○ 航路(事業実施者名:)

2. 船舶建造運賃引」	- げ抑制車業で実施す	- ろ東娄の内容				
2. 加加左边建真介土	1014间事来(天旭)	の事本の自合				
(事業導入前時点での運賃、本事業を導入しなかった場合における想定運賃を記載すること。)						
3. 船舶建造運賃引上 (1) 当該航路の性質 とについての説明	上、本交付金による		賃引上げが不可避であるこ			
(2) 当該航路が特定 あることの説明	有人国境離島地域の均	地域社会を維持してい<	く上で必要不可欠な航路で			
4. 関係離島の概要						
島名	人口	主要な産業	島の概況			
(注) 1. 当該航路の		 点のある島について記載				
			双すること。 文教施設や医療施設の有			
無等について記載すること。						

1. 船舶建造運賃引上げ抑制事業を実施する目的

5. 建造する船舶の船価(又は想定船価)及び仕様

6. 建造する船舶の起工、進水、引渡し、就航(予定)年月

 起工 (予定)
 年月:
 年月

 進水 (予定)
 年月:
 年月

 引渡し (予定)
 年月:
 年月

 就航 (予定)
 年月:
 年月

7. 資金調達計画

事業の開始年度から終了年度までの期間における支出内容が分かる資料を添付すること。 建造費については、資金調達の内訳を以下の区分に従い分けて記載すること。

船舶建造に係る資金調達内訳

自己資金

船舶建造運賃引上げ抑制事業による補助

他の国庫補助

都道府県補助

市町村補助

鉄道建設 • 運輸施設整備支援機構

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 輸送コスト支援事業を用いた農水産業の発展計画

事業実施主体:〇〇〇〇	事業実施者:○○○○
支援品目(移出):〇〇〇〇	支援品目(移入):〇〇〇〇

1. 農水産業の発展計画

2. 数值目標

目標設定項目	単位	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
		(現状)					(目標)

3. 発展計画及び数値目標を達成するための活動計画

活動内容	活動時期						
	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度		

※本様式は、必要に応じて表の加除等を行い作成すること。

 番
 号

 年
 月

 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

分散型ホテル事業の事業計画承認に係る事前協議書

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領第6の三4(3)に基づき、事業計画を承認(変更承認)したいので、事前協議する。

1 事業実施者名

2 事業実施主体の審査結果

審査内容	審査結果及び理由
① 事業実施者が、対価を得て事業を	
営む法人等であるか。また、公的資	
金の交付先として、社会通念上適切	
とみとめられるもの	
② 宿泊プランが第6の三2を満たす	
もの	
③ サービスの提供体制において、ワ	
ンストップ窓口を有するもの	
④ 販売計画、資金計画、損益計画等	
において、事業性、継続性が見込ま	
れるもの	
⑤ 旅行者の地域内周遊に寄与するこ	
とが見込まれるもの	
⑥ 観光協会等、地域の観光関係団体	
との連携が見込まれるもの	
⑦ その他事業の趣旨、内容に鑑み、	
大臣が必要と認める項目	

※事業計画(添付書類含む。)のほか、必要に応じて参考書類を添付すること。

年度 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事後評価書

事業実施主体名:

地域名			
事業実施主体名			
重要業績評価指 標の達成状況			
事業の評価	評価		
	改善策		
	長期的展望		
効果検証・評価			
の体制			
担当部局名		作成責任者	